

第1章 入所施設利用者の地域生活移行

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても社会全体で支え合い、地域の方々と暮らしていけるような社会を目指しています。

西駒郷利用者の地域生活移行を契機に、全県で知的障害のみならず、身体や精神に障害のある方についても地域生活支援施策を推進してきており、今後もさらに関係機関との連携を強化し、支援施策の充実を図っていきます。

I 西駒郷利用者の地域生活移行の進め方の基本

地域生活へ移行するに当たっては、利用者への支援を全て家族に負わせることなく、長野県が関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場や日中活動の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓発活動等を行いながら、積極的に進めていきます。

また、利用者の自己決定を尊重するとともに、画一的、強制的に進めることなく、多様な移行の受け皿を用意し、家族の意向に配慮しながら、不安をきたすことのないように取り組みます。

なお、利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、いつでも再入所できる体制をとります。

1 本人の意思の尊重

地域生活への移行を進めるに当たっては、利用者本人の気持ちが最大限尊重されなければなりません。また、利用者の意向を正確に聴き取るには、事前に地域での生活に関する分かりやすい情報が提供されている必要があります。具体的には、分かりやすいことばで伝える→ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える→街を見学することで街の雰囲気を感じる→地域での生活を体験することで具体的な生活をイメージする・・・といった手段を用意して、一人ひとりに丁寧にお聴きするようにします。

西駒郷では、平成 15 年6月以降、利用者及び家族それぞれに対して、地域生活移行希望に関する聴取り調査を定期的に行っています。

最新（平成 22 年 9 月 1 日）の聴取り調査の結果を見ますと、利用者については、入所者 159 人の約5割に当たる 76 人から意思表示がされ、そのうち約7割に当たる 53 人の方がグループホーム等をはじめとした地域生活を希望するというものでした。なお、83 人の方は障害が重い等の理由で聴取りが困難でしたが、その方々の家族で地域移行を希望されたのは4家族でした。計 57 人の方が地域での生活を希望しています。

長年、施設で過ごした方にとっては、地域で生活することは理解しづらいと思われるので、試行的に自活訓練事業等を利用して地域生活を体験した上で、考えてもらうことも必要です。さらに、地域のグループホーム等への入居に際しては、一緒に生活する他の利用者との相性等が大切なため、必要な方には、事前に交流の機会を設けて最終的に判断してもらうようにします。

また、意思表示が困難な障害の重い方には、施設内に生活体験の場（すみれホーム）を設け、施設生活場面とは異なった生活体験を通して、表情や落ち着いた様子から利用者の生活志向を汲みとっていきます。

こうして、全ての利用者に様々な機会を工夫し用意することで、自己決定がなされるよう支援します。また、地域生活移行についての聴取り調査を今後も実施していきます。

2 家族の理解

家族は、我が子・兄弟・姉妹が本当に自分に合った場所で、安心して暮らせることを常に願っています。地域生活移行を進めるに当たっては、そうした家族の希望に配慮しながら進めます。

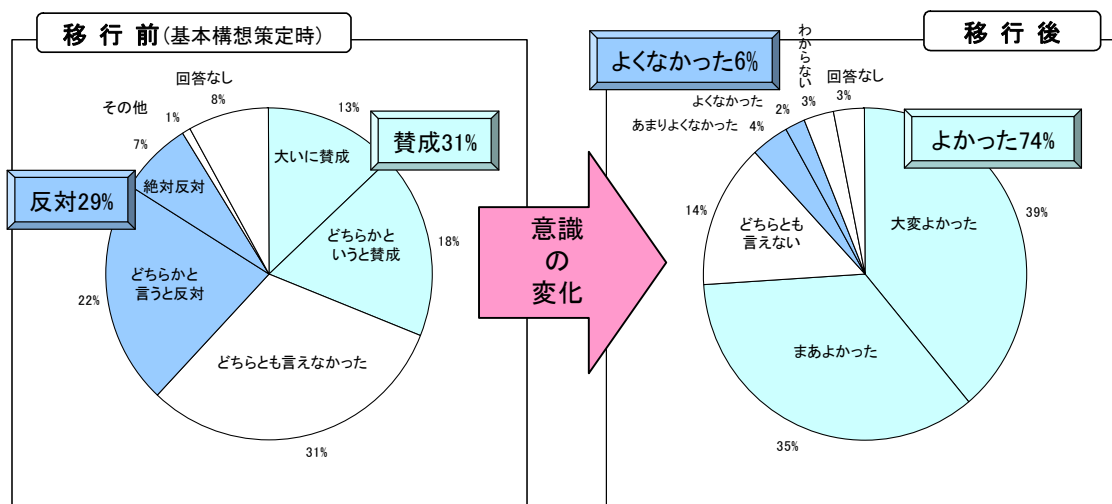
最新（平成 22 年9月1日）の聴取り調査の結果では、西駒郷の利用者のうち 53 人の方が地域生活を希望しています。家族としては、受け皿が整備されたらという条件付きの方を含めて、地域生活を希望された方は 27 家族でした。このように必ずしも家族の希望と、本人の意思が一致していない場合もあります。

家族の心配は当然のことですので、西駒郷、西駒郷地域生活支援センター及び障害者支援課が連携して、具体的に不安に感じていることなどを伺い、地域の中で暮らしていくための様々な情報を提供するとともに、家族が安心して本人の地域生活移行を受け入れられるよう、地域生活の支援体制をより拡充していきます。地域生活支援の拡充については 15 ページ以降に記述してあります。

【参考】

平成 18 年度に、地域生活移行された利用者の家族に対して、地域生活移行についてどう感じているか無記名のアンケート調査を行ったところ、移行前は地域移行に賛成と思っていた方は 31%に留まっていたものが、移行後には、よかったと思われている方が 74%と大幅に増加しています。

○西駒郷利用者の地域生活移行に係るアンケート調査（H18.2～3）

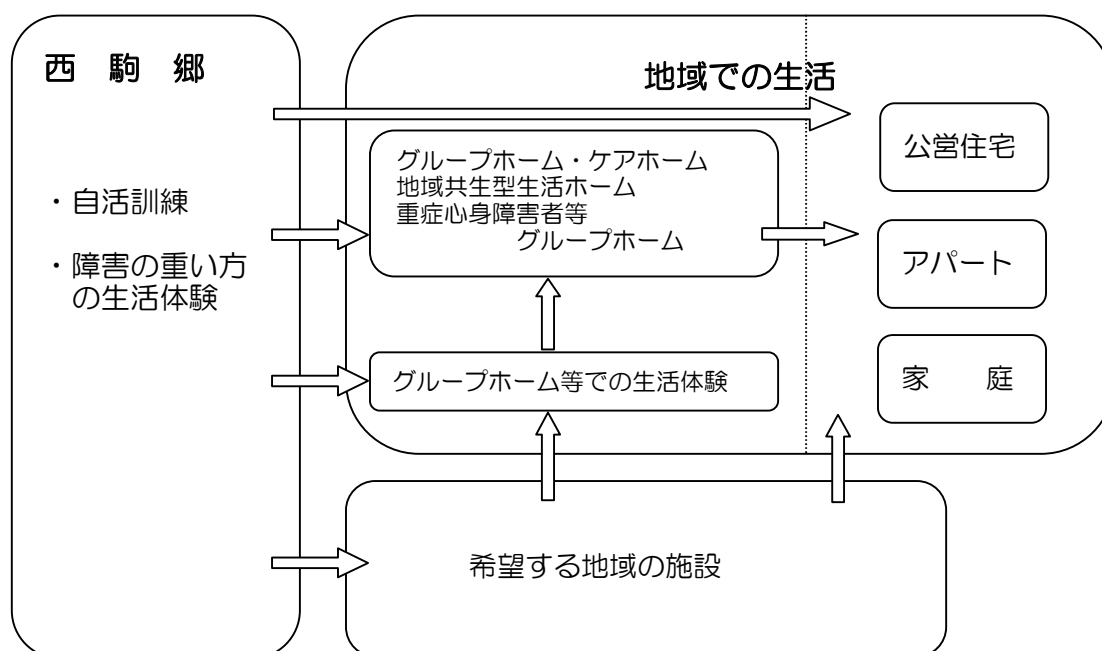


3 多様な移行の方法

施設からグループホーム等やアパートへの直接の移行に限らず、自活訓練やグループホーム等での生活体験などの多様な移行方法を用意して、利用者一人ひとりの希望に応じた移行プログラムを作成し、それに基づいた支援を行います。

利用者が民間施設等を利用して地域生活に移行したいという希望があれば、地域の社会福祉法人等の協力も得て進めます。

【移行の例】



○自活訓練・生活体験について

西駒郷では、職員宿舎の空き室等を利用し、自活訓練を行っています。

また、平成16年度からは、西駒郷の敷地内において障害の重い方の生活体験も実施しています。

訓練施設には世話人を配置し、支援員と協力しながら、利用者の支援、相談を行っています。世話人等の支援を受けながら、自立生活のために炊事、掃除、買い物等を行い、徐々に自立の度合いを深めるとともに、地域生活における必要な課題を明らかにします。

(1) 自活訓練の充実

西駒郷の利用者は、入所が長期間にわたっている方が多く、これらの方々が、地域生活への移行やその後の新たな環境への適応に不安を抱いている場合も多くあると考えます。

このため、地域生活移行する方に自信をつけていただけるよう自活訓練事業を西駒郷で実施しています。

今後も、引き続き自活訓練、生活体験を積極的に実施し、地域生活と施設での生活の差を体感したり、事前の宿泊体験を通して一緒に生活する他の利用者との相性を確認するなど、地域移行後の生活が安心して送れるように支援体制を強化していきます。

(2) 地域生活体験等の実施

県では、特別支援学校*や地域の就労支援施設等へ通っている在宅の障害者が、グループホーム等の空き部屋等を利用し、短期間であっても家族から離れ、地域で自立的な生活を送るための宿泊体験ができる「障害者自立生活体験事業」を実施していますので、これを活用していきます。

他にも、民間アパートなどの住居を借り上げて支援員を配置し、試行的に一人暮らしを体験して地域生活に必要な知識、技術を身につけることができる「おためしハウス支援事業」等の事業があります。

4 地域生活移行後の支援

地域生活を日常的に支えるのは、グループホーム等の世話人、生活支援員やサービス管理責任者*あるいは相談支援従事者などです。西駒郷地域生活支援センターでは、移行後も地域生活が落ち着くまでは、定期的に訪問し、個別支援会議に参加するなどして直接支援する職員と十分連携します。

地域で困難が生じた場合は、必要に応じて助言、訪問、個別支援会議への参加を通し、可能な限り各圏域のあらゆる資源を利用しながら、地域で支援する方策を検討します。

また、緊急度の高い方は、ショートステイ利用や再入所を実施します。

5 再入所

地域に移行された方が、地域生活を続けるのに困難な事態が生じたときは、まず、利用者のケアマネジメント*を行なう支援者や市町村が、圏域を中心に広域も視野にいれた社会資源への受入れについて事業者間の調整などを図りますが、どうしても地域生活が継続できなくなった場合は、本人家族の希望を踏まえた個別支援会議を十分行った上で、西駒郷への再入所ができる体制をとり、地域生活移行に再びチャレンジできるよう支援します。

関連として、障害者自立支援法施行時において、施設入所支援の対象は、障害程度区分4以上（50歳以上は障害程度区分3以上）の方とされていましたが、その後の改正（平成21年厚生労働省告示第172号）により、新事業体系へ移行する前に入所されていた方については、障害程度区分に関わらず、再度入所することができるようになりました。

また、国の通知により、再入所が1年以内であれば、入所定員が一杯であっても、定員10%の範囲内で定員外の入所児者の受入れを認めることとされています。